

木津川市公告

木津川市防犯灯LED照明導入業務について、下記のとおり公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、下記のとおり公告します。

平成30年4月26日

木津川市長 河井 規子

記

1 業務概要

(1) 業務名

木津川市防犯灯LED照明導入業務

(2) 業務の内容

市が管理する約8,500灯の防犯灯(市営駐車場・駐輪場分含む)、約1,700灯の道路照明灯の設置場所並びに灯具のワット数の調査及びカーブミラーの設置状況等を調査(以下「調査業務」という。)し、防犯灯については、蛍光灯等防犯灯にLED照明の導入を実施する。

(3) 履行期間

本契約締結日から平成31年3月31日までとする。ただし、LED灯設置工事は平成31年2月28日までとする。

2 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9

木津川市総務部総務課

電話番号 0774-75-1200

ファクシ番号 0774-72-3900

E-mailアドレス somu@city.kizugawa.lg.jp

URL <http://www.city.kizugawa.lg.jp/>

3 参加要件

ア 次に掲げる業者で構成されるグループ構成企業で参加し、事業役割を担う代表者1者(事業役割が複数の場合は、その代表者)を選定することとし、その代表者が本市との連絡窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負う。

(ア) 調査及び導入計画策定業者

(イ) 機器製造・販売業者

(ウ) 工事施工業者

イ 1社が複数の役割を兼ねることができる。

ウ 1社が複数のグループ構成企業の構成員になることはできない。

エ 参加表明時は、グループ構成企業協定書等により、参加者の構成員を明らかにし、各々の役割分担を明確にする。

オ 工事施工業者又は協力事業者の選定にあたっては、可能な限り市内の電気事業者を活用すること。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 共通事項

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。

(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てをした者にあつては更正計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。

(ウ) 本件の公告日から契約の締結日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱(平成19年告示第115号)に基づく指名停止期間中のものではないこと。

(エ) 本募集要領の配布の日から提案書提出日までの期間に建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項又は第5項の規定による営業停止の処分を受けている者。

(オ) 木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

(カ) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行っていない者であること。

(キ) 近畿二府四県に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(ク) 代表者となる者が、木津川市における平成30・31年度建設工事に係る競争入札参加有資格であり、「電気」を希望している者であること。

(ケ) 各種対策により、対象施設のエネルギー削減量を提案できる者であること。

(コ) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

イ 調査及び導入計画策定業者

(ア) プライバシーマークの認定(JISQ15001)かつ情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度における認証(JISQ27001)を受託者(本社、本店、支店、営業所)で取得し、

かつ、作業部署でも認証を受けていること。

(イ) 平成25年4月以降、平成30年3月末までの間において公共事業として受注し、完了したLED道路照明灯・防犯照明灯の工事において同様の事業実績があること。

(ウ) 技術士（建設一都市及び地方都市）の資格を有し、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を空間情報総括監理技術者として1名配置できる者であること。

ウ 機器製造・販売業者

(ア) ISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を受けている者であること。

(イ) ISO14001（環境マネジメントシステム）の認証を受けている者であること。

(ウ) 日本国内の業者で平成25年4月以降、平成30年3月末までの間において公共事業として受注し、完了したLED道路照明灯・防犯照明灯の納入実績があること。

(エ) 照明機器については、日本国内で製造・販売を行っていること。

エ 工事施工業者

(ア) 指定の期間内に確実に工事を実施できると認められる者であること。

(イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき、電気工事業として特定建設業の許可を受けているもの。

4 選考方法

(1) 参加表明者の中から参加資格者を選考し、参加資格者を対象に、提案書等による評価及びプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(2) 評価、プレゼンテーション及びヒアリングによる最高評価点を得た者を優先契約交渉事業者として決定する。

5 スケジュール

事 項	年 月 日
本要領等の配布期間	平成 30 年 4 月 26 日(木)から平成 30 年 5 月 7 日(月)
参加表明書等の受付期間	平成 30 年 4 月 27 日(金)から平成 30 年 5 月 9 日(水)
第 1 次質問書受付期間	平成 30 年 4 月 27 日(金)から平成 30 年 5 月 2 日(水)
第 1 次質問書に対する回答日	平成 30 年 5 月 7 日(月)
参加資格審査結果通知	平成 30 年 5 月 10 日(木)
提案書受付期間	平成 30 年 5 月 14 日(月)から平成 30 年 5 月 23 日(水)
第 2 次質問書受付期間	平成 30 年 5 月 10 日(木)から平成 30 年 5 月 14 日(月)
既存資料閲覧期間	平成 30 年 5 月 14 日(月)から平成 30 年 5 月 16 日(水)
第 2 次質問書に対する回答日	平成 30 年 5 月 16 日(水)
プレゼンテーション並びにヒアリング	平成 30 年 5 月 30 日(水)
優先契約交渉事業者決定通知	平成 30 年 6 月上旬 予定
契約締結 (仮契約)	平成 30 年 6 月中旬 予定
契約締結 (本契約)	平成 30 年 6 月下旬 予定

6 契約に関する事項

- (1) 優先契約交渉事業者として決定した者と契約交渉を行い、随意契約を締結する。
- (2) 優先契約交渉事業者と契約できない場合、次点者と契約交渉を行うものとする。
- (3) 本業務の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 19 年木津川市条例第 51 号）に基づき、木津川市議会の議決を得るまでは仮契約とし、当該議決を得たときに本契約として成立するものとする。

7 欠格事項

次のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていないとき、又は、満たさなくなったとき。
- (2) 公告及び実施要領等に示された条件に違反したとき。
- (3) 提出書類に、虚偽の記載をした場合
- (4) 提案書等の作成に当って、不正行為が判明した場合
- (5) 提出期限内に提出書類等が提出されなかった場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められるとき

8 その他

- (1) 本プロポーザルに参加する全ての費用は、参加者の負担とする。
- (2) 本プロポーザルを辞退する時は、提案辞退届を提出すること。なお、辞退した者は、辞退を理由として不利益な取り扱いを受けるものではない。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、原則として提出書類は返却しない。ただし、本市は本業務以外の目的で提出書類を使用したり情報を漏らしたりすることはない。本件に係る情報公開請求があったときは、木津川市情報公開条例の規定に基づき手続きを行う。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護され、第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料等を使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとする。
- (5) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。
- (6) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (7) 提出した書類の変更、追加、修正及び再提出はできない。なお、本提出書類について、後日、参考資料を求めることがある。